

「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見

～深刻な人手不足に苦慮する中小企業に有効な制度とするために～

2018年10月25日
日本・東京商工会議所

【「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する基本的な考え】

- ▶ 日本・東京商工会議所(以下、当所)は、外国人材の受入れに関する意見書を昨年11月、本年4月の2回にわたり策定し、地方の中小企業を中心とした深刻な人手不足を背景に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を積極的に受入れていく必要性を主張。
- ▶ その後、「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」に新たな在留資格の創設が明記されるなど、政府において外国人材の新たな受入れ制度の創設に向けた検討が真摯に行われていることを当所は高く評価。
- ▶ 一方、新たな受入れ制度は深刻な人手不足への対応を主な目的として創設されることから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするなど、有効な制度とすることが不可欠。
- ▶ 更に、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し、地域社会での共生を実現し得るなど、実効性・安定性を確保することで、わが国経済・社会基盤の持続可能性の維持に寄与する制度にしなければならない。



第1回総合的対応策検討会の様子



日商・東商委員会での議論の様子

【意見書の主なポイント】

1. 「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案について

(1)外国人材を受入れる中小企業に対する支援について

- ▶ 中小企業が外国人材を雇用する際の手続きや受入れ態勢の構築、支援計画の策定に関する相談窓口の設置、専門家の派遣等、中小企業に対する相談機能を創設するとともに、説明会等を通じて幅広く周知すること。
- ▶ ハローワークや外国人雇用サービスセンターの機能拡充、国内外における合同会社説明会等の実施を通じて、外国人材の雇用を希望する中小企業と外国人材とのマッチングを強化すること。

(2)受入れ機関(受入れ企業)、登録支援機関について

①支援の委託について

- ▶ 「入管法改正案」骨子では、受入れ機関(受入れ企業)が行う支援は、登録支援機関に委託することが認められているが、登録支援機関においても8項目の全てを担うことが困難な場合も想定される。したがって、登録支援機関が出入国在留管理庁長官の登録を受ける際には、8項目の全てを自ら担うことを要件とせず、一部の支援を能力・体制が確保されている他の機関と連携して実施する場合であっても登録支援機関として認めること。
- ▶ 「非自発的離職時の転職支援」は個々の事由を考慮した上で、転職支援に係る責任の程度が判断されること。

②支援計画の適正な実施が確保されるための「所要の基準」について

- ▶ 政府は、支援計画の「所要の基準」の具体的な内容など、支援計画に関する詳細な事項を法案成立後に速やかに提示し、幅広く周知すること。

2. その他講ずべき措置について

(1)外国人材の技能水準について

- ▶ 業所管省庁が定める試験は、わが国と送出国の双方で実施できるように体制を整備すること。
- ▶ 送出国で試験を実施する際には、試験の実施主体や、わが国での就労を希望する外国人材が試験情報等を容易に入手できる仕組みの構築、合格基準(難易度等)の明確化など、わが国政府は試験に係る所要の事項を速やかに決定すること。
- ▶ 新たな制度で受入れる外国人材に求める技術水準(一定の専門性・技能の裏付け)に、わが国の国家資格取得者を含めること。

(2)在留管理基盤の強化について

- ▶ 外国人材の所属等の情報の一元化に向け、政府は法務省に対する「受入れに関する届出」の提出を義務化する、更には外国人材に関する情報を法務省、厚生労働省はもとより、外国人材が居住する地域の地方自治体とも共有するなど、制度の厳格化、情報共有の推進を図ること。

(3)不法滞在者等への対策強化について

- ▶ 雇用した外国人材が失踪や事件、事故等に巻き込まれた場合、出入国在留管理庁や警察等の関係機関はその後の状況に関する情報を受入れ機関(受入れ企業)へ提供するなど、受入れ機関(受入れ企業)と関係機関との連携をより緊密にしていくこと。